

中小企業融資規程

制 定 平成 26 年 3 月 24 日 25 経 第 213 号

最終改正 令和 4 年 9 月 20 日 4 経創第 460 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、中小企業の事業活動に必要な資金、災害復旧に必要な資金及び事業活動に伴って生ずる公害等を防止するために必要な資金の適正・円滑な供給を確保するため、金融機関並びに長野県信用保証協会及び長野県農業信用基金協会（以下「保証協会等」という。）の協調を得て、これらの資金の融通を促進し、もって中小企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げるものをいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第 2 条第 3 項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づく商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）の規定に基づく生活衛生同業組合並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）の規定に基づく消費生活協同組合をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体等をいう。
- (5) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。
- (6) 保証貸付け 保証協会等が債務の保証をする貸付けをいう。
- (7) 金融機関 県内に店舗を有する信用組合、信用金庫及び銀行、商工組合中央金庫、長野県信用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合をいう。

(制度融資の種類)

第 3 条 この規程の定めるところにより行う融資（以下「制度融資」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 小規模企業発展資金
- (3) 経営健全化支援資金
 - ア 経営安定対策
 - イ 特別経営安定対策
 - ウ 防災・安全対策
 - エ 災害対策
 - オ 新型コロナウイルス対策
 - カ 新型コロナ向け伴走支援型
- (4) 信州創生推進資金
 - ア 創業支援向け
 - イ 事業承継向け
 - ウ IT 産業向け

- エ 事業展開向け
 - オ 地域活性化向け
 - カ 企業立地向け
 - キ ゼロカーボン・次世代産業向け
 - ク 海外展開向け
- (5) 経営改善サポート資金

(融資の対象)

第4条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業者等であつて、県内において原則として1年以上継続して同一事業を営み、主として中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種を営むものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、制度融資を利用することはできない。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
- (2) 保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (3) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
- (4) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- (5) その他知事が適当でないと認める者

(制度融資の貸付対象者、資金の用途等)

第5条 制度融資の貸付対象者、資金の用途、貸付限度、貸付条件等は別表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度融資のあっせんを行うことがある。

(借入申込みの手続き)

第6条 制度融資（中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）及び信州創生推進資金（海外展開向け）を除く。）の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて、原則、運転資金の場合は、主たる事業所の所在地、設備資金（及び設備資金と同時に申込みの場合の設備に付帯する運転資金）の場合にあつては、当該設備の設置場所の市町村長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 中小企業振興資金及び経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）（以下「スピーディー資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、融資申込書に別に定める書類を添えて金融機関に申し込むものとする。
- 3 信州創生推進資金（海外展開向け）の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

(制度融資の決定等)

第7条 知事は、制度融資（スピーディー資金を除く。）の融資あっせん申込書を受理した場合は、その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関及び保証協会等に通知するものとする。

- 2 金融機関及び保証協会等は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、相互に協議し、金融機関はその結果を直ちに申込者に通知するものとする。ただし、保証貸付けでないものについては、協議することを要しない。
- 3 前項の規定による協議の結果、承諾の決定をしたときは保証協会等が貸付（保証）承諾書により、不承諾の決定をしたときは、金融機関又は保証協会等が貸付（保証）不承諾書により知事に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により協議を要しないものについては、金融機関が承諾の決定をしたときは貸付

承諾書により、不承諾の決定をしたときは貸付不承諾書により、知事に通知するものとする。

5 知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに市町村長に通知するものとする。

(スピーディー資金の融資の決定等)

第8条 金融機関は、スピーディー資金の融資申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、保証協会等と相互に協議するものとする。

2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

3 金融機関又は保証協会等及び知事は、スピーディー資金の融資の決定のため必要と認めるときは、相互に協議するものとする。

(設備完了届等)

第9条 中小企業者等は、制度融資(スピーディー資金を除く。)の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届を知事に提出するものとする。

2 金融機関は、中小企業者等が行うスピーディー資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

(実行状況の報告)

第10条 信州創生推進資金(ゼロカーボン・次世代産業向け)の貸付けを受けた者で、別に定める者は、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関(以下、「認定経営革新等支援機関」という。)へ計画の実行状況を報告するものとし、認定経営革新等支援機関は、信州創生推進資金の利用に関する報告書により知事、金融機関及び保証協会等に報告するものとする。

(貸付原資)

第11条 知事は、制度融資に必要な原資として、一定額を金融機関に預託するものとする。

(保証料)

第12条 保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、年2.20パーセント以下の範囲内で保証協会等が別に定める率とする。

2 知事は、第3条第2号から第5号(第3号のカ及び第4号のクを除く。)までに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を市町村が交付する範囲内で保証協会等に交付することがある。

3 知事は、第3条第3号のカ及び第4号のクに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会等に交付することがある。

4 第2項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。

5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

(申込書等の様式)

第13条 この規程に規定する融資あっせん申込書等の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 2 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	資金 使途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担保	保証人	その他	
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金						
						貸付	据置	貸付	据置					
中小企業振興資金 県施策の方向性に合致した認証等を取得した者（しあわせ信州創造枠）は、一般枠又は短期継続融資枠の貸付利率を0.2%引下げ	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者（一般枠）	設備資金 運転資金	1億円	5,000万円	年2.10% ただし、貸付期間が1年以内のものは年1.80%	10年以内 ただし、土地・建物等については、20年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者（短期継続融資枠）	運転資金	—	3,000万円	年1.80%	—	—	1年以内	—	一括返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
	創業関連保証を利用する者（創業枠）	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で3,500万円（信州創生推進資金（創業支援向け及びIT産業向け）との合計で5,500万円）	—	—	年1.10%	10年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	徴しない	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
小規模企業発展資金	小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円 （既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内）		年1.90%	10年以内	1月以内	7年以内 ただし、借換については、7年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	分割返済	原則として 徴しない	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
経営健全化 支援資金	経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に該当する認定企業 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者1又は2のいずれかに該当する者	設備資金 運転資金	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年1.90%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	1年以内 ただし、借換については、2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項各号（第5号、第7号及び第8号を除く。）のいずれかに該当する認定企業 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 東日本大震災等の影響により事業活動に支障を生じている者で、東日本大震災復興緊急保証を利用する者又は危機関連保証に該当する認定企業 4 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者 5 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者1、2又は4のいずれかに該当する者	設備資金 運転資金	—	—	年1.60% ただし、貸付対象者3については年1.30%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	1年以内 ただし、借換については、2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	防災・安全対策	次のいずれかに該当する者 1 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者 2 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者 3 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者 4 事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	2年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.10%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	新型コロナウイルス対策	次のいずれかに該当する者 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障を生じている者 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、信用保険法第2条第5項第4号に該当する認定企業 3 上記1又は2のいずれかに該当し、かつ物価高騰等の影響を受け、事業活動に支障を生じている者	設備資金 運転資金	貸付対象者1又は2については、6,000万円 貸付対象者3については、9,000万円	貸付対象者1又は2については、8,000万円 貸付対象者3については、1億2,000万円	年0.80%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付

生 推 進 資 金	企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする者 3 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備 資金 運転 資金	貸付対象者1については、 3億円 貸付対象者2又は3については、1億5,000万円	貸付対象者2又は3については、3,000万円	年1.40%	貸付対象者1については、15年以内 貸付対象者2については、10年以内 貸付対象者3については、10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	貸付対象者1については、3年以内 貸付対象者2又は3については、2年以内	貸付対象者2又は3については、7年以内	貸付対象者2又は3については、1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要 なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる	原則として保証貸付け
	ゼロカーボン・次世代産業向け	別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者	設備 資金 運転 資金	1億円 ただし、別に定めるものについては、1億5,000万円	3,000万円 ただし、別に定めるものについては、5,000万円	年1.40%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内 また、別に定めるものについては、15年以内 ただし、土地・建物等については、18年以内	2年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	7年以内 ただし、別に定めるものについては、12年以内	1年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	海外展開向け	海外へ事業展開を図ろうとする者	設備 資金 運転 資金	1億円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	経営改善サポート資金	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証を利用する者	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	年1.60%	15年以内	1年以内	15年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け